

高資本費対策の効果等 (上越市提出資料)

高資本費対策の繰出し状況

- 公共下水道事業のうち、上越処理区は平成元年(H元3.25)の供用開始から平成29年度末で30年が経過し、繰出しの基準から外れたため平成30年度決算では当該繰出基準額が減少している。
- 高資本費対策に要する経費に係る繰出基準額が減少したため、「分流式下水道等に要する経費」の対象となる汚水処理資本費が増加したことにより、分流式下水道等に要する経費に係る繰出基準額が増加した。
- 仮に「供用開始30年要件」が無かった場合、平成30年度決算における公共下水道事業・上越処理区の繰出基準額は1,490,565,904円であり、分流式下水道等に要する経費に係る繰出基準の対象となった資本費よりも多い資本費が繰出しの対象から外れたこととなる。

(単位:円)

繰出基準	平成29年度					平成30年度					前年度比 (B-A)
	公共下水道事業		特定環境保全 公共下水道事業		合 計	公共下水道事業		特定環境保全 公共下水道事業		合 計	
	該当	繰出基準額	該当	繰出基準額	繰出基準額	該当	繰出基準額	該当	繰出基準額	繰出基準額	
分流式下水道等に要する経費			○	275,051,826	275,051,826	○	1,167,654,572	○	268,804,879	1,436,459,451	1,161,407,625
高資本費対策に要する経費	○	1,491,493,896	○	97,952,393	1,589,446,289	○	143,027,632	○	114,555,543	257,583,175	-1,331,863,114
合計(繰出基準額) A	12	2,619,588,071	7	431,958,087	3,051,546,158	12	2,403,839,110	7	442,326,957	2,846,166,067	-205,380,091
一般会計繰出金(含基準外繰出) B		2,374,261,594		459,900,854	2,834,162,448		2,413,074,129		457,750,427	2,870,824,556	36,662,108
差 額 A-B		245,326,477		△ 27,942,767	217,383,710		△ 9,235,019		△ 15,423,470	△ 24,658,489	-242,042,199

※高資本費対策に要する経費の増減に関係のない繰出基準にかかる繰出し額は省略

経費回収率に与える影響

(経費回収率)

- 平成30年度決算(左下表)では、経費回収率が前年度比8.48ポイント減少した。算定基礎のうち汚水処理費(資本費)が高資本費対策経費に係る控除額減少により大幅に増加したことが主な要因と考えられる。
- 仮に「30年要件」が無く、引き続き繰出しの対象として措置された場合(右下表)の経費回収率は概ね横ばいとなっており、高資本費対策経費の有無により経営上大きな差として表れている。

(下水道使用料への影響)

- 汚水処理費から控除する経費が減少した分は、使用料収入により賄わなければならないため、今後の使用料算定上、【値上げ】という形で反映される。

《参考》(平成29年度)

上越市の下水道使用料・・・3,593円/20m³

全国平均・・・3,041円/20m³(全事業)

県内順位・・・6位/23団体中(公共下水道事業)

【平成30年度決算】

【決算】経費回収率				(単位:千円)
項目	平成29年度	平成30年度	差引	
(有収水量)	10,828,794m ³	10,924,678m ³	95,884m ³	
料金収入 a	2,337,940	2,357,370	19,430	
汚水処理費(維持管理費) b	729,052	771,630	42,578	
汚水処理費(資本費) c	2,049,121	2,343,388	294,267	
汚水処理費 d=b+c	2,778,173	3,115,018	336,845	
経費回収率 a/d	84.15%	75.68%	-8.48%	
(公費負担分)				(単位:千円)
項目	平成29年度	平成30年度	差引	
高資本費対策経費	1,491,494	143,028	-1,348,466	
分流式下水道等に要する経費	0	1,167,655	1,167,655	
合計	1,491,494	1,310,683	-180,811	

【試算】経費回収率 「30年要件」が無かった場合				(単位:千円)
項目	平成29年度	平成30年度	差引	
(有収水量)	10,828,794m ³	10,924,678m ³	95,884m ³	
料金収入 a	2,337,940	2,357,370	19,430	
汚水処理費(維持管理費) b	729,052	771,630	42,578	
汚水処理費(資本費) c	2,049,121	2,020,477	-28,644	
汚水処理費 d=b+c	2,778,173	2,792,107	13,934	
経費回収率 a/d	84.15%	84.43%	0.28%	
(公費負担分)				(単位:千円)
項目	平成29年度	平成30年度	差引	
高資本費対策経費	1,491,494	1,633,594	142,100	
分流式下水道等に要する経費	0	0	0	
合計	1,491,494	1,633,594	142,100	

普通交付税の基準財政需要額算定に与える影響

○ 仮に「供用開始後30年未満」という要件が無かったとした場合の基準財政需要額を試算し、影響を試算すると、基準財政需要額算入見込み額が約9,000万円減少したことになる。

基準財政需要額算入見込み額【一本算定】（令和元年度）

下水道費		単位費用 (A)	測定単位 (人口) (B)	補正係数 (投資補正) (C)	基準財政需要額 算入見込み額 (A)*(B)*(C)
復元後	上越市 (X)	96 円	196,987 人	13.374	252,912,397 円
	公共			(8.633)	
	特環			(3.164)	
	農排			(1.572)	
	特排			(0.005)	
復元前	上越市 (Y)	96 円	196,987 人	8.605	162,727,020 円
	公共			(4.004)	
	特環			(3.164)	
	農排			(1.432)	
	特排			(0.005)	
差 引 (X) - (Y)		—	—	4.769	90,185,377 円

< 試算に用いるデータ >

- ・ 令和元年度普通交付税算定台帳
- ・ 令和元年度算定 下水道高資本費対策基礎数値

< 仮定条件 >

- ・ 単位費用、測定単位及び投資補正以外の補正係数は一定とする。
- ・ 供用開始後30年経過後も措置対象とし投資補正係数算定時に乗じる係数は0.00009（平成2年度から平成6年度までに供用（汚水処理）を開始した事業）を用いる。

< 仮定条件により補正係数が復元される事業及び地区 >

- ・ 公共下水道事業 旧上越市（平成元年供用開始）
- ・ 農業集落排水事業 旧大潟町（昭和57年供用開始）
- ・ 農業集落排水事業 旧吉川町（昭和61年供用開始）